

サービス利用料金表

①介護保険の給付対象となるサービス〔日額〕(負担割合1割の場合)

		要支援1	要支援2
利 用 単 位	多床室	451 単位	561 単位
	個室	451 単位	561 単位
1. サービス利用料金	多床室	4,807 円	5,980 円
	個室	4,807 円	5,980 円
2. 介護保険から給付される金額	多床室	4,326 円	5,382 円
	個室	4,326 円	5,382 円
3. 自己負担額	多床室	481 円	598 円
	個室	481 円	598 円

②介護保険の給付対象となるサービス〔日額〕(負担割合2割の場合)

		要支援1	要支援2
利 用 単 位	多床室	451 単位	561 単位
	個室	451 単位	561 単位
1. サービス利用料金	多床室	4,807 円	5,980 円
	個室	4,807 円	5,980 円
2. 介護保険から給付される金額	多床室	3,845 円	4,784 円
	個室	3,845 円	4,784 円
3. 自己負担額	多床室	962 円	1,196 円
	個室	962 円	1,196 円

③介護保険の給付対象となるサービス〔日額〕(負担割合3割の場合)

		要支援1	要支援2
利 用 単 位	多床室	451 単位	561 単位
	個室	451 単位	561 単位
1. サービス利用料金	多床室	4,807 円	5,980 円
	個室	4,807 円	5,980 円
2. 介護保険から給付される金額	多床室	3,364 円	4,186 円
	個室	3,364 円	4,186 円
3. 自己負担額	多床室	1,443 円	1,794 円
	個室	1,443 円	1,794 円

※1 横須賀市は4級地となります。(1単位＝10.66円)

※2 おむつ代・洗濯代は、介護保険の給付対象となっております。当施設が用意したおむつをご利用いただく際には、費用負担の必要はありません。

※3 介護保険負担割合証に記載された割合に応じた料金となります。確認の為、当園に介護保険負担割合証をご提示ください。

【加算の説明】 入所者の状況や職員体制により下記の加算が算出されます。

	加算項目	内 容	単位数
○	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	下記のいずれかに該当することに加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること ②勤続10年以上で介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること	22/日
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること	18/日
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	下記のいずれかに該当すること ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること ②直接サービス提供する職員の総数のうち、常勤職員が75%以上 ③直接サービス提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者が100分の30以上であること	6/日
△	送迎加算	送迎を行う事が必要と認められる利用者に居宅と事業所の間を送迎をおこなった場合	184/回
△	緊急短期入所受入加算	当該日に利用することが計画されていない者が、やむを得ない理由により居宅で介護w	90/回
△	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の場合	120/日
	看取り連携体制加算	看取り期の利用者に対しサービス提供を行った場合、ご逝去日及びご逝去日以前30日以下について7日を限度に算定(看護体制加算を算定していること)	64/日
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	Ⅱの要件に加え、テクノロジーを複数導入し、成果が確認されていること	100/月
○	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催し、ICT等のテクノロジーを導入していること	10/月
△	療養食加算	①食事提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること ②疾病治療の直接的手段として、医師の発行する食事箋に基づき食事が提供された場合 (1日3回を限度)	8/回
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症Ⅲ以上のものが1/2以上、認知症研修修了者を最低1名を配置している場合	3/日
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	認知症専門ケア加算Ⅰに該当し、認知症指導に係る専門的な研修修了者を最低1名を配置し、介護職員、看護職員ごとに認知症ケアの研修計画を作成し、研修を実施していること	4/日
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	他事業所や医療提供施設の理学療法士等や医師から助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が共同して生活機能等の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること 理学療法士等や医師は通所リハビリテーション等のサービス提供の場合又はICTを活用した動画等により、利用者の状況を把握した上で助言を行うこと	100/月
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し個別機能訓練の進捗状況を3月に1度評価し、利用者または家族に訓練内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し必要に応じ訓練内容の見直しをおこなうこと	200/月
○	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅱに加え、下記の要件を満たしている場合 ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること	140/1,000
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅲに加え、下記の要件を満たしている場合 ・改善後の賃金年額が一定賃金以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善・見える化	136/1,000
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅳに加え、下記の要件を満たしている場合 ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	113/1,000
	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	介護職員等処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金の配分 ・職場環境の改善 ・賃金体系等の整備及び研修の実施等	90/1,000
	業務継続計画未実施減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定及び必要な措置を講じていない場合	所定単位数の3/100減
	身体拘束廃止未実施減算	身体拘束適正化に係る、指針の策定、委員会の開催及び敵的な研修等必要な措置を講じていない場合。	所定単位数の1/100減
	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための要件に係る、必要な措置を講じていない場合	所定単位数の1/100減

※基準単位以外で○のある部分は、全員に加算されます。

※基準単位以外で△のある部分は、ご利用された場合に個人に加算されます。

※基準単位以外で印ない部分は、体制が整いご利用された場合に個人に加算されます。

☆単位から利用料金を算出する計算方法(1割負担の場合)

- ① (基本単位＋日単位加算の合計)×利用日数＋月単位加算の合計＝【A単位】
- ② 【A単位】×介護職員等処遇改善加算14%(0.14)＝【B単位】(小数点以下の端数四捨五入)
- ③ A+B＝【C単位】×10.66(地域加算)＝【D円】(小数点以下切捨て)
- ④ 【D円】×0.9(介護保険給付9割)＝【E円】(小数点以下切捨て)
※2割・3割負担の方は「介護保険給付割合9割」が、8割・7割となります。
- ⑤ 【D円】(介護保険利用金額)－【E円】(介護保険給付額)＝【F円】(1日あたりの介護保険自己負担額)

【ご利用料金の目安】(介護保険負担割合証 1割負担の場合)

多床室	区分	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階
利用料金 (30日分)	要支援 1	26,367 円	48,267 円	60,267 円	69,267 円	95,967 円
居住費・食費込	要支援 2	30,377 円	52,277 円	64,277 円	73,277 円	99,977 円

※○加算込、△加算は除外しております

従来型個室	区分	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階(1号館)	4段階(2号館)
利用料金 (30日分)	要支援 1	37,767 円	49,767 円	73,767 円	82,767 円	104,097 円	109,467 円
居住費・食費込	要支援 2	41,777 円	53,777 円	77,777 円	86,777 円	108,107 円	113,477 円

※○加算込、△加算は除外しております

②介護保険の給付対象とならないサービス

【居住費・食費】〔日額〕

利用者負担段階			食費		居住費
第1段階	世帯全員が 市民税 非課税の方	老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	300円	多床室	0 円
				個室	380 円
第2段階		課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	600円	多床室	430 円
				個室	480 円
第3段階①		年金収入額+合計所得金額が 80万円超120万円以下の人	1,000円	多床室	430 円
				個室	880 円
第3段階②		年金収入額+合計所得金額が 120万円超の人	1,300円	多床室	430 円
				個室	880 円
第4段階	上記以外の方		1,660円(内訳) 朝食460円 昼食650円 夕食550円	多床室	960 円
				個室(1号館)	1,231 円
				個室(2号館)	1,410 円

- ※1 利用者負担段階は、市へ申請し所得等により適用されます。(負担限度額認定証をご提示ください。)
- ※2 食費については、お召し上がりになった分をお支払いいただきます。
- 朝食／460円 昼食／650円 夕食／550円
- (食費と居室に係る費用は、負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載している負担限度額とします。)
- ※3 その他の食費、おやつ代は提供時に算定されます。なお、負担段階は適用されません。
- ※4 通常送迎の実施地域を超える範囲で自動車を使用した場合、通常の実施地域を超えてから
- 片道1km50円(税別)の料金をお支払いいただきます。

【その他のサービス】

サービス内容	利用料金	税区分
①外出時等の付き添い(近隣の散歩は除く) ご契約者の希望による外出時等の付き添いを行います。	職員1名につき、 30分 800円	内税
②外出時の駐車場、有料道路等の費用	実費	—
③理容 月2回(第2火曜日・第3月曜日)、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃)をご利用頂けます。	調髪1,500円、顔剃500円 (※事業者料金表による)	内税
④おやつ代	1回 110円	税込
その他の食費	実費	—
⑤行事・趣味活動 ご契約者のご希望による外出行事・趣味活動に参加して頂けます。 行事 : 遠足(随時)、地域交流外出行事(随時) など 趣味活動 : 手芸、工作等	係る費用、材料代等の実費	—
⑥複写物の交付 ご契約者のご希望により、書類等のコピーを行なった際は実費相当分としての金額をご負担頂きます	モノクロB5/A4/B4/A3 1枚 11円 フルカラーB5/A4/B4 1枚 55円 フルカラーA3 1枚 88円	税込
⑦破損修理 ご契約者の責による器物の破損においては、修理に係る実費をご負担頂く場合があります。	実費	—
⑧電気使用料 ご契約者の希望により、電気製品をお持ち込みになり、施設の電源を使用する場合電気使用量をご負担頂きます。 例 1、暖房器具(電気あんか、電気毛布等) 2、加湿器、空気清浄機 3、ラジカセ 4、携帯端末等、充電を要する機器	1品目につき 1日22円	税込
⑨衛生材料費及び日常生活用品	別紙『横須賀愛光 園実費一覧』参照	